

6. 施策別評価（中間アウトカム指標、アウトプット指標）

(1) 海上交通環境の整備

交通安全施設等の整備

ア 災害に強い航路標識等の整備

<p>講じようとする施策</p>	<p>商用電源を利用している航路標識にあっては、台風などの自然災害によって被害を受けた場合、その機能が維持できず、船舶交通の安全が確保できない状況となることから、可能な限り太陽光発電等自立型電源を付加する等する。また、老朽化した航路標識施設の耐震・耐波浪化を図ることにより災害に強い航路標識の整備を推進する。</p>																												
<p>講じた施策</p>	<p>船舶交通の安全確保及び運航能率の向上を図るため、港湾及び航路の整備の進展や船舶交通の高速化等海上交通環境の変化に対応した航路標識の整備を実施し、平成 25 年度末現在で 5,323 基の航路標識を管理している。</p> <p>地震や台風といった自然災害に伴う航路標識の倒壊や消灯等を未然に防止し、災害時においても、被災地の海上交通安全を確保するために、航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進した。</p>																												
<p>評価</p>	<p>船舶交通の安全確保と運航能率の向上を図るうえで航路標識の安定した運用を維持することは重要な要素であり、国際航路標識協会（IALA）は、航路標識の運用率の勧告を行い、加盟国に対し、きわめて重要と位置付ける航路標識については、最も厳しい 99.8%以上の運用率を目標とすることを求めている。</p> <p>航路標識の耐震・耐波浪補強及び航路標識電源の自立型電源化については、計画的な整備が推進されたこと、また航路標識の適切な維持管理が実施された結果、平成 23 年の東日本大震災による航路標識の事故を除けば、航路標識の運用率は 99.8%以上を確保しており、推進した施策に一定の効果があったものと考えられる。</p>																												
<p>中間アウトカム</p>	<p><u>航路標識の運用率</u></p> <table border="1" data-bbox="371 1496 1385 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用率</td> <td>99.94%</td> <td>99.92%</td> <td>99.04%</td> <td>99.49%</td> <td>99.68%</td> </tr> <tr> <td>航路標識の事故件数</td> <td>190 件</td> <td>227 件</td> <td>378 件</td> <td>287 件</td> <td>216 件</td> </tr> <tr> <td>運用停止時間（延べ時間）</td> <td>27,946 時間</td> <td>37,641 時間</td> <td>442,407 時間</td> <td>235,916 時間</td> <td>145,612 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>東日本大震災による航路標識の事故を含めた場合</p>						平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	運用率	99.94%	99.92%	99.04%	99.49%	99.68%	航路標識の事故件数	190 件	227 件	378 件	287 件	216 件	運用停止時間（延べ時間）	27,946 時間	37,641 時間	442,407 時間	235,916 時間	145,612 時間
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																								
運用率	99.94%	99.92%	99.04%	99.49%	99.68%																								
航路標識の事故件数	190 件	227 件	378 件	287 件	216 件																								
運用停止時間（延べ時間）	27,946 時間	37,641 時間	442,407 時間	235,916 時間	145,612 時間																								

	航路標識の運用率					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	運用率	99.94%	99.92%	99.88%	99.90%	99.82%
	航路標識の 事故件数	190 件	227 件	231 件	248 件	199 件
	運用停止時間 (延べ時間)	27,946 時間	37,641 時間	53,256 時間	46,523 時間	80,560 時間
東日本大震災による航路標識の事故を除いた場合						
出典：海上保安庁						
アウト プット	航路標識の自立型電源化導入率					
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	76%	79%	82%	84%	85%	
	社会資本整備重点計画における指標【H23 年度末 82% H28 年度末 86%】					
出典：海上保安庁						
アウト プット	耐震化、耐波浪整備率					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	耐震補強	61%	63%	66%	72%	75%
	耐波浪補強	28%	34%	52%	66%	74%
出典：海上保安庁						

海上交通に関する情報提供の充実

ア 「ふくそう海域」における船舶交通安全対策の推進【新規・重点】

講じようとする施策	海上交通センターから危険防止のための指示・勧告・情報提供を行うことにより、船舶交通の安全確保を推進する。また、同センター運用管制官の技能等向上のための研修等の拡充・訓練用運用卓の整備、システムの二重化等によるレーダー監視機能の強化を推進し、同センターの機能向上と信頼性の向上を図る。
講じた施策	<p>海上交通センターの運用管制官等の能力向上を図るための研修等の実施、国際基準に準じた運用管制官等の資格認定制度の導入、訓練用運用卓の整備、国際VHF・電源の二重化整備、レーダー監視機能の強化の推進等により、同センターの体制強化を図っている。</p> <p>また、同センター等において航行船舶の動静を把握し、通航船舶の安全な航行に必要な情報の提供や大型船舶（管制船舶）の航路入航間隔の調整を行うとともに、航路及びその周辺海域に常時配備している巡視船艇と連携しながら、不適切な航行をする船舶に対する指導等を実施している。</p> <p>このほか、平成 22 年 7 月 1 日に、海域特性に応じた新たな航法の設定や船舶の危険を防止するための航行援助の充実等を内容とする「港則法及び海上交</p>

	<p>通安全法の一部を改正する法律」(平成21年7月3日公布)が施行されたことに伴い、同センターにおいては、危険防止のための情報提供や勧告等を実施している。</p>																								
評価	<p>海上交通センターにおける国際VHF・電源などのシステムの二重化整備等を行うことにより、同センターの運用率は、平成21年以降100%を確保されている。</p> <p>また、レーダー監視機能の強化等の推進とともに同センターの運用管制官等に対して、国際標準に則った育成研修及び資格認定制度を導入し、継続的に研修を行うことにより、運用管制業務に必要な知識及び技能の確実な習得とその維持・向上を図り、情報提供、航法指導、勧告等が実施されるなど運用管制官等が講ずる措置の実効性の強化が図られた。</p> <p>特に、情報聴取義務化(平成22年7月)以降、特定船舶に聴取義務がある特定情報の提供件数が約5倍(H21とH23を比較)に増加、危険防止のための指示・勧告隻数も制度導入後に増加しており、航行安全上重要な情報が提供され増加する管制船舶の航路入航間隔の調整が適切になされているとともに、ふくそう海域(特に来島海峡航路)における航法を知らない外国船舶等の迷走、逆航船舶は減少しており、推進した施策が同海域における船舶交通の安全確保に寄与したものと考えられる。</p>																								
中間アウトカム	<p>管制船舶隻数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52,149隻</td> <td>92,174隻</td> <td>118,923隻</td> <td>117,138隻</td> <td>125,915隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年7月1日以降、管制船舶の基準変更</p> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	52,149隻	92,174隻	118,923隻	117,138隻	125,915隻														
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年																					
52,149隻	92,174隻	118,923隻	117,138隻	125,915隻																					
中間アウトカム	<p>海上交通センターからの情報提供件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定情報</td> <td>10,891件</td> <td>37,668件</td> <td>59,057件</td> <td>56,701件</td> <td>54,538件</td> </tr> <tr> <td>準特定情報</td> <td>5,275件</td> <td>3,232件</td> <td>2,035件</td> <td>1,520件</td> <td>1,068件</td> </tr> <tr> <td>航路情報</td> <td>357,980件</td> <td>342,160件</td> <td>333,926件</td> <td>336,525件</td> <td>305,206件</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 特定情報：VHF無線機により特定船舶へ個別に提供される、特定船舶が交通方法に従わな いで航行するおそれのある場合の当該交通方法に関する情報、他の船舶の進路 を避けることができない船舶の接近情報など、特定船舶の航行安全上聴取が必要 と認められる情報</p> <p>2 準特定情報：VHF無線機により特定船舶以外のAIS搭載船(準特定船舶)へ個別に提供 される、特定情報に準じた情報</p> <p>3 航路情報：VHF無線機により特定船舶及び準特定船舶へ個別に提供される上記以外の情報</p> <p>4 法改正前(～H22.6)の件数については、特定情報、準特定情報、航路情報に準じた情報の 提供件数</p> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	特定情報	10,891件	37,668件	59,057件	56,701件	54,538件	準特定情報	5,275件	3,232件	2,035件	1,520件	1,068件	航路情報	357,980件	342,160件	333,926件	336,525件	305,206件
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年																				
特定情報	10,891件	37,668件	59,057件	56,701件	54,538件																				
準特定情報	5,275件	3,232件	2,035件	1,520件	1,068件																				
航路情報	357,980件	342,160件	333,926件	336,525件	305,206件																				

中間アウトカム	危険防止のための指示、勧告隻数 (来島海峡の隻数は、ふくそう海域の隻数の内数)					
	ふくそう海域の隻数 (来島海峡の隻数)	平成 22 年 (7-12 月)	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	航路外待機 指示隻数	視界制限時	52(33)	220(51)	96(35)	107(25)
		最低速力不足等	46(5)	55(0)	11(0)	2(1)
		巨大船通航時	0(0)	2(0)	5(0)	1(0)
	勧告隻数	1,513 (408)	3,834 (332)	5,612 (1,273)	6,716 (1,019)	
合 計	1,611 (446)	4,111 (383)	5,724 (1,308)	6,826 (1,045)		
平成 22 年 7 月 1 日指示・勧告制度導入					出典：海上保安庁	
中間アウトカム	ふくそう海域における迷走、逆航船舶の隻数 (来島海峡航路の数値はふくそう海域の内数)					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	ふくそう海域	30 隻	20 隻	8 隻	8 隻	3 隻
	(来島海峡航路)	(6 隻)	(6 隻)	(4 隻)	(3 隻)	(3 隻)
					出典：海上保安庁	
中間アウトカム	海上交通センターの運用率					
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	100%	100%	100%	100%	100%	
電源の喪失及び VHF の通信不能による事故に限る。 海上交通センター（H15～20 年）で電源・VHF の故障により運用不能となる事故 5 件発生（大阪湾（H18）で約 9 時間など）					出典：海上保安庁	
アウトプット	運用管制官の研修の実施状況					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	研修人数	17 人	75 人	85 人	77 人	63 人
	研修回数	2 回	5 回	6 回	6 回	6 回
					出典：海上保安庁	
アウトプット	海上交通センターへの訓練運用卓、問題事例情報管理装置の整備箇所					
		訓練運用卓	問題事例情報管理装置			
	平成 21 年度	関門海峡	-			
	平成 22 年度	東京湾、大阪湾、 備讃瀬戸、来島海峡	大阪湾			
	平成 23 年度	伊勢湾	備讃瀬戸、来島海峡、関門海峡			
	平成 24 年度	-	伊勢湾			
	平成 25 年度	-	東京湾			
					出典：海上保安庁	

アウト プット	海上交通センターの設備（電源・国際VHF装置）の二重化整備箇所		
		電源装置	国際VHF装置
	平成21年度	東京湾、大阪湾、伊勢湾	-
	平成22年度	来島海峡	-
	平成23年度	備讃瀬戸	東京湾、伊勢湾
	平成24年度	-	関門海峡
	平成25年度	-	備讃瀬戸、来島海峡

出典：海上保安庁

イ 異常気象等発生時における安全対策の強化【新規・重点】

講じようとする施策	異常な気象又は海象、海難の発生等の事情により、船舶交通の危険を生じるおそれのある場合、注意喚起・安全指導・勧告等により、船舶に必要な措置を講じさせ船舶の安全を確保する。				
講じた施策	東日本大震災を踏まえ港内における船舶津波対策の策定要領を改正し、特定港、港則法適用港における勧告基準について、各港の海域特性を踏まえ、策定又は見直している。				
評価	平成22年7月1日の「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」の施行により、法に基づく港長による勧告等の制度が導入された以降、全ての特定港において勧告の発令基準を定めるとともに、その他の法適用港においても順次拡大が図られている。 また、東日本大震災の教訓を踏まえ、各港の最大クラスの津波想定等に対応した基準の見直しが順次図られており、台風などの接近時も含め勧告の発令により船舶の安全確保に寄与したと考えられる。				
中間アウトカム	勧告の発令（延べ）港				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
	勧告の発令港数	363港	980港	1,110港	1,085港
	出典：海上保安庁				
アウトプット	勧告基準策定港数、東日本大震災等を踏まえた勧告基準を見直した（延べ）港数（ ）は累積港数				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
	基準の策定港数	176港	25(201)港	10(211)港	27(238)港
	基準の見直し港数	108港	39(147)港	79(226)港	118(344)港
	出典：海上保安庁				

ウ 「ふくそう海域」における航路標識等の高度化整備【新規・重点】

講じようとする施策	船舶交通がふくそうする海域において、航路を閉塞するような大規模海難が発生した場合には、人命、財産、環境の損失といった大きな社会的ダメージを引き起こすだけでなく、海上交通を遮断し、我が国の経済活動を麻痺さ
-----------	---

	せるおそれがある。このため、巨大船、危険物積載船、あるいは外国船舶等が多数通航する海域においては、航行船舶の指標となる航路標識等の視認性、識別性を向上させるとともに、潮流情報等の提供の充実強化を図るなどの高度化整備を推進する。																								
講じた施策	ふくそう海域における航路標識等の視認性、識別性の向上を図るため、光源のLED化、従来の灯浮標から、波などによる動揺や振れ回りの小さい浮体式灯標への更新を行うとともに、来島海峡においては、潮流情報等の提供の充実強化を図るため、潮流信号所の信号方式（腕木、灯光、電光表示）を電光表示に統一するなど、航路標識等の高度化整備を推進した。																								
評価	ふくそう海域における航路標識等の高度化整備は順調に推進されている。特に潮流の方向によって航行すべき航路が異なる来島海峡においては、潮流システムの高度化整備がなされ船舶交通の安全対策が実施されている。整備後は、外国船舶等の航法を知らない船舶による迷走・逆航する船舶が減少しており、推進した施策がふくそう海域における船舶交通の安全確保に寄与したものと考えられる。																								
中間アウトカム	<p>ふくそう海域における迷走、逆航船舶の隻数(再掲)</p> <p>(来島海峡航路の数値は、ふくそう海域の内数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふくそう海域</td> <td>30 隻</td> <td>20 隻</td> <td>8 隻</td> <td>8 隻</td> <td>3 隻</td> </tr> <tr> <td>(来島海峡航路)</td> <td>(6 隻)</td> <td>(6 隻)</td> <td>(4 隻)</td> <td>(3 隻)</td> <td>(3 隻)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	ふくそう海域	30 隻	20 隻	8 隻	8 隻	3 隻	(来島海峡航路)	(6 隻)	(6 隻)	(4 隻)	(3 隻)	(3 隻)						
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																				
ふくそう海域	30 隻	20 隻	8 隻	8 隻	3 隻																				
(来島海峡航路)	(6 隻)	(6 隻)	(4 隻)	(3 隻)	(3 隻)																				
アウトプット	<p>航路標識等の高度化整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LED 整備基数・率(1)</td> <td>6 基 90%</td> <td>16 基 93%</td> <td>0 基 93%</td> <td>4 基 94%</td> <td>0 基 94%</td> </tr> <tr> <td>浮体式灯標整備基数・率(2)</td> <td>0 基 96%</td> <td>0 基 96%</td> <td>1 基 100%</td> <td>0 基 100%</td> <td>0 基 100%</td> </tr> <tr> <td>電光表示板整備基数・率(3)</td> <td>0 基 71%</td> <td>0 基 71%</td> <td>2 基 100%</td> <td>0 基 100%</td> <td>0 基 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 航路標識光源のLED整備率 2 海域の設置条件等を考慮のうえ浮体式灯標化を計画した基数に対する整備率 3 潮流信号所7基（来島海峡4、関門海峡3）の電光表示板整備率</p> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	LED 整備基数・率(1)	6 基 90%	16 基 93%	0 基 93%	4 基 94%	0 基 94%	浮体式灯標整備基数・率(2)	0 基 96%	0 基 96%	1 基 100%	0 基 100%	0 基 100%	電光表示板整備基数・率(3)	0 基 71%	0 基 71%	2 基 100%	0 基 100%	0 基 100%
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																				
LED 整備基数・率(1)	6 基 90%	16 基 93%	0 基 93%	4 基 94%	0 基 94%																				
浮体式灯標整備基数・率(2)	0 基 96%	0 基 96%	1 基 100%	0 基 100%	0 基 100%																				
電光表示板整備基数・率(3)	0 基 71%	0 基 71%	2 基 100%	0 基 100%	0 基 100%																				

工 航海安全情報の充実及び利便性の向上

講じようとする施策	海難の未然防止や安全で効率的な航海の促進を図るため、航海用海図（紙海図及び電子海図）及び航海用刊行物（水路誌等）を的確に整備する。また、これらの航海用海図等を最新のものに維持するための情報として水路通報を提供し、航路障害物の存在等、船舶が安全に航行するため緊急に必要な情報を航行警報により提供するなど、適切な手段で最新維持を図る。
-----------	---

	<p>特に、電子海図については、電子海図表示システムの搭載義務化に対応するため、国際基準に則った情報の充実及び更新頻度の向上を実施し、利便性の向上と安全で効率的な運航に資する情報を的確に提供する。</p> <p>さらに、外国船員等の増加に対応するため、英語表記の紙海図刊行区域を充実させ、外国人船員に対する利便性の向上及び我が国周辺海域における航行の安全を図る。</p> <p>小型船運航者に対し、航行警報の情報を携帯電話等で確認できるよう、情報提供の手法や体制を検討する。</p> <p>このほか、安全な航海、海難発生時の効率的な海難救助等に対応するために、海洋短波レーダー等によるリアルタイム海潮流データを迅速・的確に収集・提供する体制の充実強化を図る。</p>
<p>講じた 施策</p>	<p>(1) 海図・水路誌等の整備</p> <p>水路測量、海象観測等を実施し、航海の安全のために不可欠な航海用海図（紙海図及び航海用電子海図）及び航海参考用としての海流図、潮流図等の特殊図を刊行している。特に航海用電子海図については、画面上に自船の位置、速力、針路等の情報を表示し、警報機能を有する電子海図情報表示システムで利用されることにより、乗揚げ事故等の防止に寄与している。</p> <p>また、航海用海図に表現できない航海の安全のために必要な港湾・航路、気象・海象、航路標識等の状況について詳細に記載した水路誌を刊行している。さらに、外国人が運航する船舶の海難防止対策の一環として、英語のみで表記した紙海図及び水路誌を刊行している。</p> <p>平成23年度以降、東日本大震災により被災した主要港湾において、綿密な水路測量を集中的に行い、水中障害物の存在、水深の変化などを明らかにし、その調査結果を海図に反映させるとともに、平成23年9月には、被災地域の主要14港の情報を記載した「本州南・東岸水路誌追補」を臨時に刊行した。</p> <p>(2) 水路通報・航行警報等の充実</p> <p>船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供したほか、航海用電子海図の更新情報を電子水路通報としてインターネット等により提供した。</p> <p>また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については航行警報を発出して情報を提供するなど、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により幅広く情報提供を実施した。</p> <p>このように水路通報及び航行警報は発出件数が多いことから、これらを視覚的にすばやく把握できるように表示した図をインターネットで提供している。</p> <p>さらに、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめた海洋速報等や黒潮等の海流の状況を短期的に予測した海流推測図等をインターネット等により情報提供している。</p>
<p>評価</p>	<p>水路図誌の刊行等は、計画的かつ着実に実施されてきている。また、水路通報・航行警報のHPアクセス数からは、その安定した利用状況がうかがえる。これらの施策は、他の船舶交通の安全のための施策と一体となって実施されることにより、目標の達成に貢献したものと考えられる。</p>

中間ア ウカム	水路通報・航行警報HPアクセス数					
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	水路通報 HP アクセス数	83,509 件	81,151 件	76,088 件	72,149 件	
	航行警報 HP アクセス数	14,916 件	17,180 件	15,902 件	10,277 件	
出典：海上保安庁						
アウト プット	水路図誌刊行等実績					
	実施項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	紙海図	【新刊】	12	11	8	6
		【改版】	78	66	60	75
		【補刷】	1,019	1,090	1,153	1,210
		【補正図】	714	545	508	555
	電子海図	【新刊】	1	23	12	13
	水路誌	【新刊】	2	3	2	2
		【改版】	9	8	8	9
	特殊書誌	【新刊】	4	4	4	4
		【改版】	3	3	4	3
(単位：図) 出典：海上保安庁						
アウト プット	英語版水路図誌刊行等実績					
	実施項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	紙海図	【新刊】	9	10	8	6
		【改版】	20	17	15	19
		【補刷】	587	557	558	732
		【補正図】	266	161	161	197
	水路誌	【新刊】	1	1	1	1
		【改版】	4	4	4	4
特殊書誌	【改版】	1	1	1	1	
(単位：図) 出典：海上保安庁						
アウト プット	水路通報・航行警報発出件数					
	実施項目		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	水路通報・管区水路通報		29,723	30,926	28,976	26,848
	日本航行警報		3,476	3,798	3,561	3,662
	NAVAREA XI 航行警報		1,006	1,012	881	972
	NAVTEX 航行警報		5,844	7,380	7,212	7,106
	地域航行警報		4,265	5,842	5,168	4,814
(単位：件) 出典：海上保安庁						

アウト プット	本庁・管区海洋速報等発行部数				
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	海洋速報	593	594	608	601
	海流推測図	52	53	52	51
	海水観測	113	104	122	114
(単位：部)				出典：海上保安庁	

(2) 海上交通の安全に関する知識の普及

海難防止思想の普及【新規・重点】

講じよ うとす る施策	<p>海上交通の安全を図るためには、海事関係者のみならず、マリンレジャー愛好者、更には広く国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため、あらゆる機会を通じて、海難防止思想の普及に努める。</p> <p>さらに、各種船舶の特性や海難の実態に即したより具体的、より効果的な安全指導を行う。</p> <p>海難防止強調運動や海難防止講習会を通じて広く海難防止思想の普及、高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。</p>												
講じた 施策	<p>海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて安全運航に関する事項及び発航前点検などの海事関係法令の遵守等について指導を行っている。</p> <p>特に毎年7月16日から31日までの間、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」等を重点事項に掲げて官民一体となって「全国海難防止強調運動」を全国一斉に実施してきたほか、霧などの気象条件や海難の発生傾向など地域や各種船舶の特性を考慮した地方レベルの「地方海難防止強調運動」を展開し、海事関係者に限らず広く国民全般に対して海難防止を呼びかけ、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識の習得及び向上を図った。</p>												
評価	<p>プレジャーボート所有者等に対する海難防止講習会、訪船指導等については、毎年継続して開催されており、ライフジャケットの着用率、発航前点検の実施率は上昇傾向であることから、安全意識についても高揚していることが推察され、推進した施策は効果があったと考えられる。</p>												
中間ア ウトカ ム	<p>海難防止思想の高揚状況（ライフジャケットの着用率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船舶全体</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフジャケット着用率</td> <td>45%</td> <td>48%</td> <td>44%</td> <td>50%</td> <td>54%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：海上保安庁</p>	船舶全体	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	ライフジャケット着用率	45%	48%	44%	50%	54%
船舶全体	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年								
ライフジャケット着用率	45%	48%	44%	50%	54%								
中間ア ウトカ ム	<p>遵守事項の実施状況（発航前点検の実施率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全船舶</td> <td>45%</td> <td>48%</td> <td>44%</td> <td>50%</td> <td>54%</td> </tr> </tbody> </table> <p>機関故障など事故船舶のうち発航前点検ありの割合</p> <p>出典：海上保安庁</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	全船舶	45%	48%	44%	50%	54%
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年								
全船舶	45%	48%	44%	50%	54%								

アウト プット	<u>海難防止講習会の開催状況</u>					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	開催回数	1,213 回	1,285 回	1,207 回	1,252 回	1,393 回
	受講者	47,211 人	50,999 人	44,333 人	49,086 人	46,485 人
						出典：海上保安庁
アウト プット	<u>海上安全教室の開催状況</u>					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	開催回数	587 回	705 回	646 回	739 回	653 回
	受講者	42,511 人	52,516 人	63,518 人	62,200 人	73,096 人
						出典：海上保安庁
アウト プット	<u>安全運航に関する指導隻数</u>					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	指導隻数	41,354 隻	41,999 隻	39,469 隻	37,875 隻	38,175 隻
						出典：海上保安庁

外国船舶に対する情報提供等【新規・重点】

講じようとする施策	我が国周辺海域の地理等に不案内な外国船舶に対して、訪船し、又はインターネット若しくは代理店を活用し、航行安全上必要な情報を提供する。					
講じた施策	<p>外国船舶の船舶事故を防止するため、我が国周辺の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に対し、訪船やホームページを活用するなどして、ふくそう海域における航法や航路標識の設置状況等の航行安全上必要な情報等について周知するとともに航行安全指導を実施した。</p> <p>特に、平成 22 年 7 月 1 日に、海域特性に応じた新たな航法の設定や船舶の危険を防止するための航行援助の充実等を内容とする「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」（平成 21 年 7 月 3 日公布）が施行した際には、日本語のみならず英語・中国語・韓国語・ロシア語による新たな制度を記したパンフレットの配布及びホームページへの掲載を行う等により周知を図るとともに、訪船指導を実施した。</p>					
評価	外国船舶への訪船指導は、毎年安定的に推移しており、継続した航行安全指導が実施されている。また、航法ガイドページ（英語、中国語、韓国語、ロシア語）の多言語による資料を掲載したホームページへのアクセス件数は増加しており、外国船舶等の船舶航行の安全に寄与したものと考えられる。					
中間アウトカム	<u>航法ガイドページへのアクセス件数</u>					
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	アクセス件数	1,493 件	1,427 件	8,912 件	13,580 件	
						出典：海上保安庁

アウト プット	外国船舶に対する安全運航に関する周知・指導隻数					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	訪船指導隻数	3,031 隻	3,777 隻	3,527 隻	3,347 隻	3,570 隻

出典：海上保安庁

(3) 船舶の安全な運航の確保

船舶の運航管理等の充実

ア 運輸安全マネジメント評価の推進【新規・重点】

講じようとする施策	<p>商船の海難事故の減少を図るため、海事分野において、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価について、海運事業の種類、規模等の特性を踏まえつつ、対象事業者へのきめ細かい指導を推進する。また、海難に関するヒヤリ・ハット事例の整理収集を進め、事業者のリスク管理意識の向上を図っていく。</p>																		
講じた施策	<p>海上運送事業者に対して、運輸安全マネジメント制度に基づき、事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施した。</p> <p>なお、平成 25 年度からは、事業類型や規模等を考慮して、輸送実績が一定規模以上の事業者や離島航路事業者、中長距離航路事業者等については原則 3 年連続して評価を実施するとともに、小規模事業者については監査や安全総点検、講習会等の機会を捉えて、運輸安全マネジメント制度の周知啓発の要素を取り入れた安全確認や安全指導を行うなど、メリハリを付けた評価を実施している。</p> <p>また、国土交通省ホームページにおいて、事業者から収集したヒヤリ・ハット事例等の公表・周知を図るとともに、事業者がヒヤリ・ハット等の情報を集め、事故防止に活用するためのテキスト「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」を作成・公表し、事業者のリスク管理意識の向上を図った。更に、運輸安全マネジメント評価において、事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用について評価・助言を行い、事業者のリスク管理への理解の深化を図った。</p>																		
評価	<p>海上運送事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施等を通じた運輸安全マネジメント制度の浸透・定着により、事業者による安全管理体制の構築・改善に向けた取組が進み、船舶事故の削減に寄与したと考えられる。</p>																		
アウト プット	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">運輸安全マネジメント評価実施事業者数出典</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 21 年度</td> <td>平成 22 年度</td> <td>平成 23 年度</td> <td>平成 24 年度</td> <td>平成 25 年度</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>702 事業者</td> <td>754 事業者</td> <td>947 事業者</td> <td>424 事業者</td> <td>248 事業者</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>	運輸安全マネジメント評価実施事業者数出典							平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	事業者数	702 事業者	754 事業者	947 事業者	424 事業者	248 事業者
運輸安全マネジメント評価実施事業者数出典																			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度														
事業者数	702 事業者	754 事業者	947 事業者	424 事業者	248 事業者														

アウト プット	<p>ヒヤリ・ハット情報及びテキスト「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメント評価等を通じて把握したヒヤリ・ハット情報を国土交通省のホームページで公表。 ・テキスト「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」を作成し、国土交通省のホームページにおいて公表。 <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>
------------	--

イ 旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化

講じようとする 施策	<p>旅客船事業者及び内航海運事業者に対して、安全管理規程の遵守状況を重点に監査を行うとともに、監査の効果を高めるため、監査手法の改善に努め、監査の充実強化を図る。</p>												
講じた 施策	<p>旅客船事業者及び内航海運事業者に対して、安全管理規程の遵守状況を重点に監査を行うとともに、監査の効果を高めるため、運航管理監査のチェック項目の見直しを行い、監査時における安全管理規程の遵守状況の確認等の充実を図った。また、海難発生時の運航管理監査と船員労務監査の連携・同時実施等の監査手法の改善に努め、監査の充実強化を図った。</p>												
評価	<p>安全管理規程の遵守状況を重点に監査を行うことにより、輸送の安全の確保が最も重要であるという事業者意識の向上が図られ、船舶事故の削減に寄与したと考えられる。</p>												
アウト プット	<p>全国の運航労務監理官による監査件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運航管理監査</td> <td style="text-align: center;">3,337 件</td> <td style="text-align: center;">3,432 件</td> <td style="text-align: center;">3,290 件</td> <td style="text-align: center;">3,104 件</td> <td style="text-align: center;">2,429 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	運航管理監査	3,337 件	3,432 件	3,290 件	3,104 件	2,429 件
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度								
運航管理監査	3,337 件	3,432 件	3,290 件	3,104 件	2,429 件								

ウ 安全統括管理者及び運航管理者等に対する研修等の充実

講じようとする 施策	<p>安全統括管理者及び運航管理者や乗組員に対する研修については、受講者の運航管理に関する知識、意識の向上を図るため、最新の事故事例の分析結果を活用するなどにより、研修水準の向上を図る。</p> <p>また、万一の事故に際しての旅客船乗組員、事業者の対応能力の向上を図るため、旅客船事故対応訓練の充実を図る。</p>
講じた 施策	<p>各地方運輸局等において、輸送の安全の確保に関する統括責任者である安全統括管理者及び船舶の運航管理の責任者である運航管理者に対し、運輸安全委員会及び海難審判所職員による旅客船事故事例等の講義を実施した。</p> <p>また、地方運輸局職員による旅客船の操練に関する講義を実施するなど、船舶事故事例や船舶の安全運航等について研修を実施した。</p>

評価	当該研修の実施により、安全統括管理者及び運航管理者に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという事業者の安全意識の向上を図ることで、船舶事故の削減に寄与したと考えられる。					
アウト プット	安全統括管理者及び運航管理者等に対する研修開催実績					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	実施件数	25 件	21 件	27 件	22 件	25 件
	参加人数	1,410 人	1,434 人	1,761 人	1,412 人	1,552 人
出典：国土交通省						

エ 事故再発防止対策の徹底

講じようとする施策	<p>旅客船の事故が発生した場合であって、事業者の運航管理体制等に根本的な問題があることが判明したときは、広く外部の有識者を交えた検討会を開き、抜本的な事故再発防止対策を策定し、その対策の徹底を指導する。</p> <p>また、事故の内容や発生頻度により必要な場合は、事業者団体等を通じ、注意喚起を行い、事業者や一般利用者の事故防止意識の啓発に努める。</p>
講じた施策	<p>平成 24 年 2 月 7 日に阪神港で発生したケミカルタンカーの貨物タンク内で乗組員がガス中毒により死亡した事故では、全国内航タンカー海運組合に対し、毒性を有する貨物を運送する場合の安全対策の徹底について指導するとともに、同組合では国土交通省も参加したワーキンググループを設置して、事業者等が講じるべき具体的な安全対策を取りまとめ、平成 26 年 3 月 31 日までにすべてのケミカルタンカーにおいて必要な対策を講じさせることとした。なお、国土交通省においても、事業者等に対して、毒性を有する貨物を運送する場合の安全対策に関する説明会を実施した。さらに、平成 26 年 4 月以降、各地方運輸局等の担当職員が船舶検査実施等の機会にケミカルタンカー全船を訪船し、安全対策の実施状況の確認、安全対策の説明・指導を行っている。</p> <p>平成 24 年 6 月 24 日及び 26 日に沖縄で発生した小型高速旅客船による乗客の負傷事故では、事業者が定める荒天時安全運航マニュアルの遵守や比較的船体動揺の小さい後方の座席への乗客の誘導等について、安全総点検等の機会を捉えて小型高速旅客船を訪船し、安全対策の徹底について指導を行った。</p> <p>平成 24 年 8 月 17 日に浜松市で発生した川下り船転覆による乗客の死傷事故では、川下り船の安全対策検討委員会を開催し、運航管理の充実、船頭の操船技量と経験の充実、危険個所情報の把握、救命胴衣の着用の徹底等を内容とする「川下り船の安全対策ガイドライン」を策定し、全国の川下り船事業者に対して同ガイドラインに基づく安全対策の徹底について訪船指導を実施した。</p> <p>平成 26 年 4 月 16 日に発生した韓国籍旅客船「SEWOL 号」沈没事故では、その重大性に鑑み、事故後直ちに、関係団体及び地方運輸局等を通じて、旅客船事業者に対し改めて事故防止及び非常時対応の措置を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>平成 26 年 5 月 29 日に姫路市沖で発生した油タンカー爆発事故では、その重大性に鑑み、事故後直ちに、関係団体及び地方運輸局等を通じて、引火性液</p>

	<p>体類を運送する船舶において、船内作業を含め安全管理の徹底を図るよう注意喚起を行った。</p>
評価	<p>訪船による安全指導や事業者団体への注意喚起等を通じ、輸送の安全の確保が最も重要であるという事業者意識の向上と、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ったことで、船舶事故の削減に寄与したと考えられる。</p>
アウト プット	<p><u>ケミカルタンカー事故を受けた指導通達の発出</u> 「ケミカルタンカーの運航における安全対策の徹底について」（平成 25 年 4 月 26 日付国海環第 6 号、国海運第 24 号、国海安第 17 号、国海査第 41 号） 出典：国土交通省</p> <p><u>ケミカルタンカーの安全対策に関する説明会</u> 平成 25 年度 10 月 8 日（東京） 11 月 22 日（広島） 平成 26 年度 5 月 30 日（大阪） 出典：国土交通省</p> <p><u>ケミカルタンカーの安全対策の実施状況の確認、安全対策の説明・指導のための訪船指導の実施通達の発出</u> 「毒性を有する貨物を運送するケミカルタンカーの安全対策の徹底について」（平成 26 年 1 月 31 日付国海安第 117 号、国海員第 188 号、国海査第 399 号） 出典：国土交通省</p>
アウト プット	<p><u>小型高速旅客船事故を受けた指導通達の発出</u> 「小型高速船の安全対策の徹底について」（平成 25 年 3 月 29 日付国海環第 51 号、国海運第 183 号） 出典：国土交通省</p> <p><u>小型高速旅客船の訪船指導実施事業者数及び隻数（平成 25 年度）</u> 6 社 8 航路 14 隻 出典：国土交通省</p>
アウト プット	<p><u>川下り船安全対策検討委員会の開催実績</u> 第 1 回委員会：平成 25 年 2 月 5 日 第 2 回委員会：平成 25 年 2 月 19 日 第 3 回委員会：平成 25 年 3 月 18 日 出典：国土交通省</p> <p><u>「川下り船の安全対策ガイドライン」の策定</u> 安全対策検討委員会での議論を踏まえ、平成 25 年 3 月に、運航管理の充実、船頭の操船技量と経験の充実、危険個所情報の把握、救命胴衣の着用の徹底等を内容とする「川下り船の安全対策ガイドライン」を策定 出典：国土交通省</p>

アウト プット	川下り船安全パトロール実施事業者数(平成 25 年度)			
	<table border="1"> <tr> <td>事業者数</td> <td>112 事業者</td> </tr> <tr> <td>うちガイドライン適用事業者数</td> <td>14 事業者</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>	事業者数	112 事業者	うちガイドライン適用事業者数
事業者数	112 事業者			
うちガイドライン適用事業者数	14 事業者			
アウト プット	<p>韓国籍旅客船「SEWOL 号」沈没事故を受けた注意喚起文書の発出</p> <p>「旅客船の安全運航の徹底について」(平成 26 年 4 月 17 日付国海安第 18 号及び第 18 号の 2)</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>			
アウト プット	<p>油タンカー爆発事故を受けた注意喚起文書の発出</p> <p>「油タンカー等の安全確保の徹底について」(平成 26 年 5 月 26 日付国海安第 64 号及び第 64 号の 2)</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>			

オ 安全情報公開の推進

講じようとする施策	<p>利用者が適切な選択を行うことを可能とするとともに、事業者に安全対策推進のインセンティブを与えるため、事業者と国とがそれぞれの役割に応じて、旅客運送事業における安全確保の仕組みや事故に関する情報の公開を推進する。</p>
講じた施策	<p>平成 18 年 10 月の海上運送法及び内航海運業法の改正に伴い、輸送の安全にかかわる情報の公表が義務付けられたことを受け、毎年度、利用者にとってわかりやすいように整理した情報を国土交通省のホームページに公表した。</p> <p>また、事故を受けて講じた対応等の情報を、その都度、国土交通省のホームページに公表した。なお、上記の法改正により、事業者においても輸送の安全にかかわる情報を公表することとしている。</p>
評価	<p>輸送の安全にかかわる情報の公表を通じ、国民に広く船舶の安全の重要性に対する関心を喚起し、特に事業者に対しては輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の向上を図ったことで、船舶事故の削減に寄与したと考えられる。</p>
アウト プット	<p>海上輸送の安全にかかわる情報を国土交通省ホームページに公表。</p> <p>公表年月日</p> <p>平成 23 年 7 月 28 日</p> <p>平成 24 年 10 月 2 日</p> <p>平成 25 年 12 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p> <p>事故を受けて講じた対応等に係る主な公表事例</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 小型高速旅客船事故への対応の公表</p> <p>平成 25 年 4 月 12 日 「川下り船の安全対策ガイドライン」の公表</p> <p>平成 25 年 4 月 26 日、平成 26 年 4 月 1 日 ケミカルタンカー事故への対応の公表</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>

船員の資質の確保

<p>講じようとする施策</p>	<p>「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に準拠した船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づき、船舶職員の職務を行うに当たり必要な知識及び能力を有している者に対してのみ海技免許の付与及び海技免状の更新を行うことで、船舶職員の資質を確保するとともに、各船員教育機関における新人教育及び再教育を通じて、このような資質を備えた船舶職員の育成を図る。</p> <p>また、船員法(昭和22年法律第100号)に基づく発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査等を徹底し、船員の安全意識等の維持及び向上を図る。</p> <p>さらに、最新の航海機器等への対応を背景として2010年6月に採択されたSTCW条約の改正(船員に求められるコミュニケーション能力、新技術対応能力等の規定新設など)を受け、当該改正の発効日から5年以内の完全実施を目指す。</p>
<p>講じた施策</p>	<p>海技士試験の際、一定の乗船実務経験を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図った。</p> <p>新人船員の養成及び船員の再教育について、独立行政法人航海訓練所においては、効率的かつ効果的に内航新人船員を養成するため、従来の練習船よりも小型化した内航貨物船に近い船型の練習船「大成丸」を就航させ、実践的訓練を実施している。また、乗船実習の後半部分を内航海運事業者の自社船舶により実施する内航社船実習を導入した。</p> <p>独立行政法人海技教育機構においては、海上技術学校及び海上技術短期大学校への入学応募者の増加や内航業界及び関係団体からの要望を踏まえ、平成26年度の入学定員を引き上げたほか、海運業界のニーズに応じた操船シミュレータ訓練の実施などにより、両法人において船員教育訓練の充実・強化を図り、資質を備えた船舶職員の養成に努めている。</p> <p>加えて、2010年6月に採択されたSTCW条約の改正を受け、当該条約の完全施行に向け、電子海図情報表示装置(ECDIS)搭載船舶に係る資格制度の見直し等を内容とする船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正を行い、国内法の整備を行った。</p> <p>全国の地方運輸局等に運航労務監理官を配置し、船員法に基づく監査を実施した。</p>
<p>評価</p>	<p>定期的な海技免状の更新制度、船員教育訓練の充実及び改正STCW条約に基づく国内法の整備により、船員の資質の確保を図ったことで、船舶事故の削減に寄与したと考えられる。</p> <p>また、運航労務監理官による監査の徹底により、船員の安全意識や遵法意識の維持及び向上に寄与したと考えられる。</p>

アウト プット	平成 26 年 4 月 1 日 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令施行 電子海図情報表示装置 (ECDIS) 搭載船舶に係る資格制度の見直し等 出典：国土交通省				
アウト プット	全国の運航労務監理官による監査件数				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
船員労務 監査	5,270 件	5,720 件	5,272 件	5,022 件	4,400 件
	出典：国土交通省				
アウト プット	海技免状の新規取得者数				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	2,766 人	2,744 人	2,702 人	2,613 人	2,723 人
	出典：国土交通省				
	海技免状の更新者数				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	15,170 人	12,231 人	9,592 人	10,106 人	13,328 人
	出典：国土交通省				
	海技教育機構への入学状況				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	380 人	350 人	350 人	350 人	370 人
応募者数 (倍率)	760 人 (2.0)	863 人 (2.5)	873 人 (2.5)	1,047 人 (3.0)	1,112 人 (3.0)
	出典：国土交通省				
	海上技術学校及び海上技術短期大学校における海技士国家試験の合格率				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
四級海技士 (航海・機関両方 の合格率。上段は 海上技術学校、下 段は海上技術短大 の合格率)	81.6% 89.6%	84.5% 92.4%	77.2% 95.1%	65.8% 92.0%	76.4% 93.4%
	出典：国土交通省				

船員災害防止対策の推進

講じよ うとす る施策	安全衛生管理体制の整備等を通じ船内の労務管理等の不備に起因する海難を防止するため、船員災害防止活動の促進に関する法律 (昭和 42 年法律第 61 号) に基づき策定している船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画の着実な実施により船員災害防止対策の推進を図る。
-------------------	---

講じた 施策	<p>第9次(平成20年度から24年度)及び第10次(平成25年度から29年度)船員災害防止基本計画を策定し、それに基づき毎年度船員災害防止実施計画を作成し、当該計画の着実な実施により船員災害や海難の防止を図った。</p> <p>第9次基本計画期間中は、特に安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」のガイドラインの作成及び当該システムの普及啓発活動を実施するとともに、生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進を図った。</p> <p>平成25年度は、引き続き「船内労働安全衛生マネジメントシステム」の導入推進を図るとともに、より簡単にできる船内向け自主改善活動(WIB)マニュアル(マンガ版)等を国土交通省HPに公表した。</p>																																																					
評価	<p>平成24年度は、インフルエンザの流行等により船員災害発生率が対前年度比増となったが、今後、さらに「船内労働安全衛生マネジメントシステム」等の普及啓発活動の実施、疾病予防対策の推進等により船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画を着実に実施することを通じて、船員の健康意識や船内の安全衛生管理体制の向上が図られれば、船員災害発生率の減少に資すると期待される。</p>																																																					
中間 アウト カム	<p>船員災害発生率(千人率)</p> <table border="1" data-bbox="375 1003 1394 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死傷災害</td> <td>11.1‰</td> <td>10.9‰</td> <td>10.5‰</td> <td>11.0‰</td> <td>10.3‰</td> </tr> <tr> <td>疾病</td> <td>11.6‰</td> <td>9.9‰</td> <td>9.1‰</td> <td>10.0‰</td> <td>9.2‰</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22.8‰</td> <td>20.8‰</td> <td>19.7‰</td> <td>21.0‰</td> <td>19.5‰</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>							平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	死傷災害	11.1‰	10.9‰	10.5‰	11.0‰	10.3‰	疾病	11.6‰	9.9‰	9.1‰	10.0‰	9.2‰	合計	22.8‰	20.8‰	19.7‰	21.0‰	19.5‰																								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																	
死傷災害	11.1‰	10.9‰	10.5‰	11.0‰	10.3‰																																																	
疾病	11.6‰	9.9‰	9.1‰	10.0‰	9.2‰																																																	
合計	22.8‰	20.8‰	19.7‰	21.0‰	19.5‰																																																	
アウト プット	<p>船員労働安全衛生月間活動実績</p> <table border="1" data-bbox="375 1272 1394 2000"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.安全衛生に関する訪船指導隻数</td> <td>1,818隻</td> <td>1,933隻</td> <td>1,576隻</td> <td>1,660隻</td> <td>1,654隻</td> </tr> <tr> <td>2.大会、講演会、展示会等の開催場所、参加者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 船員災害防止大会</td> <td>19か所 (1,312人)</td> <td>19か所 (1,359人)</td> <td>20か所 (1,424人)</td> <td>18か所 (1,330人)</td> <td>18か所 (1,299人)</td> </tr> <tr> <td> 講演会、講習会、展示会など</td> <td>45か所 (2,106人)</td> <td>60か所 (3,289人)</td> <td>53か所 (2,953人)</td> <td>60か所 (2,929人)</td> <td>59か所 (2,755人)</td> </tr> <tr> <td>3.船員無料健康相談所の開設及び訪船診療</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 健康相談所</td> <td>113か所 (729人)</td> <td>112か所 (651人)</td> <td>105か所 (713人)</td> <td>117か所 (801人)</td> <td>109か所 (675人)</td> </tr> <tr> <td> 訪船診療所</td> <td>35隻 (196人)</td> <td>36隻 (315人)</td> <td>11隻 (120人)</td> <td>26隻 (163人)</td> <td>7隻 (88人)</td> </tr> </tbody> </table>							平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	1.安全衛生に関する訪船指導隻数	1,818隻	1,933隻	1,576隻	1,660隻	1,654隻	2.大会、講演会、展示会等の開催場所、参加者数						船員災害防止大会	19か所 (1,312人)	19か所 (1,359人)	20か所 (1,424人)	18か所 (1,330人)	18か所 (1,299人)	講演会、講習会、展示会など	45か所 (2,106人)	60か所 (3,289人)	53か所 (2,953人)	60か所 (2,929人)	59か所 (2,755人)	3.船員無料健康相談所の開設及び訪船診療						健康相談所	113か所 (729人)	112か所 (651人)	105か所 (713人)	117か所 (801人)	109か所 (675人)	訪船診療所	35隻 (196人)	36隻 (315人)	11隻 (120人)	26隻 (163人)	7隻 (88人)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																	
1.安全衛生に関する訪船指導隻数	1,818隻	1,933隻	1,576隻	1,660隻	1,654隻																																																	
2.大会、講演会、展示会等の開催場所、参加者数																																																						
船員災害防止大会	19か所 (1,312人)	19か所 (1,359人)	20か所 (1,424人)	18か所 (1,330人)	18か所 (1,299人)																																																	
講演会、講習会、展示会など	45か所 (2,106人)	60か所 (3,289人)	53か所 (2,953人)	60か所 (2,929人)	59か所 (2,755人)																																																	
3.船員無料健康相談所の開設及び訪船診療																																																						
健康相談所	113か所 (729人)	112か所 (651人)	105か所 (713人)	117か所 (801人)	109か所 (675人)																																																	
訪船診療所	35隻 (196人)	36隻 (315人)	11隻 (120人)	26隻 (163人)	7隻 (88人)																																																	

4. 船内飲用水水質検査	179 隻	170 隻	170 隻	170 隻	159 隻
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

出典：国土交通省

水先制度による安全の確保

講じようとする施策	水先法（昭和 24 年法律第 121 号）に基づき、水先業務を行うために必要な知識及び技能を有している者に対してのみ水先人の免許の付与及び更新を行うとともに、一定の港若しくは水域において水先人を乗組ませなければならない強制水先制度を適切に運用する。さらに、三級水先人を始めとした水先人の養成及びその安定的確保を通じて、船舶交通の安全を図る。																								
講じた施策	平成 25 年 12 月に水先法施行規則等を改正し、一級及び二級水先養成課程にあつては、タグ乗船訓練等実務訓練を充実させる一方、座学期間を短縮し、養成を効率化させるとともに、三級水先養成課程にあつては、乗船訓練期間を 4 か月から 2 年間へと大幅に拡充させる新たな水先人養成制度を開始した。 また、二級水先養成課程について、環境が整備されたことから、平成 26 年 2 月より養成を開始した。																								
評価	水先人養成制度の充実により、より質の高い水先人養成システムが構築され、船舶交通の安全確保に寄与していると考えられる。																								
中間アウトカム	<p>水先人養成人数（入学者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級水先人</td> <td>38 人</td> <td>28 人</td> <td>32 人</td> <td>25 人</td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td>二級水先人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>三級水先人</td> <td>23 人</td> <td>20 人</td> <td>22 人</td> <td>10 人</td> <td>5 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	一級水先人	38 人	28 人	32 人	25 人	25 人	二級水先人	-	-	-	-	3 人	三級水先人	23 人	20 人	22 人	10 人	5 人
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																				
一級水先人	38 人	28 人	32 人	25 人	25 人																				
二級水先人	-	-	-	-	3 人																				
三級水先人	23 人	20 人	22 人	10 人	5 人																				
アウトプット	<p>平成 26 年 2 月 1 日 水先法施行規則の一部を改正する省令施行及び登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級及び二級水先養成課程 タグ乗船訓練等実務訓練の充実、座学期間の短縮 ・三級水先養成課程 乗船訓練期間を 4 か月から 2 年間へと大幅拡充 <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>																								

外国船舶の監督の推進

講じようとする施策	船員に求められる訓練、資格証明及び当直基準については、STCW 条約等の国際条約で定められているが、我が国近海において、当該条約基準を満たしていない船舶（サブスタンダード船）による海難が少なからず発生していることから、これらの海難を防止し、船舶航行の安全を図るため、関係条約に基づき外国船舶の監督（PSC）を推進する。さらに、東京 MOU の枠組みに基づき、アジア太平洋域内の加盟国と協力して効果的な PSC を実施し、サブスタンダード船の排除を図る。
-----------	--

講じた施策	<p>国際的な規制強化に伴う PSC 検査内容の多様化・高度化に対応するため、全国の地方運輸局、運輸支局及び海事事務所に外国船舶監督官 137 人（平成 25 年度末）を配置し、SOLAS 条約、MARPOL 条約、LL 条約及び STCW 条約等に基づく PSC の適切な実施に努めている。</p> <p>また、東京 MOU 加盟国より研修生を受け入れる訓練コースを実施するとともに、我が国より専門家派遣を実施するなどの国際協力を通じ、東京 MOU メンバー国全体の PSC のレベルアップを図っている。</p>																			
評価	<p>重大な欠陥があったため是正命令等の処分をされた外国船舶は、平成 25 年には 3.71%にまで減少しており、日本に入港する外国船舶の質の向上が図られている。</p> <p>日本に入港する外国船舶の質の向上は、海難の防止に大いに寄与するところである。</p>																			
中間アウトカム	<p>日本に入港する外国船舶に対する処分率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.89%</td> <td>4.50%</td> <td>4.28%</td> <td>4.56%</td> <td>3.71%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>					平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	3.89%	4.50%	4.28%	4.56%	3.71%					
平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																
3.89%	4.50%	4.28%	4.56%	3.71%																
アウトプット	<p>日本に入港する外国船舶に対する検査隻数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,930 隻</td> <td>5,308 隻</td> <td>5,076 隻</td> <td>5,193 隻</td> <td>5,365 隻</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>					平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	4,930 隻	5,308 隻	5,076 隻	5,193 隻	5,365 隻					
平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																
4,930 隻	5,308 隻	5,076 隻	5,193 隻	5,365 隻																
アウトプット	<p>研修生の受け入れ実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎訓練</td> <td>14 人</td> <td>14 人</td> <td rowspan="2">20 人</td> <td rowspan="2">18 人</td> <td rowspan="2">19 人</td> </tr> <tr> <td>中級訓練</td> <td>10 人</td> <td>10 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>						平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	基礎訓練	14 人	14 人	20 人	18 人	19 人	中級訓練	10 人	10 人
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度															
基礎訓練	14 人	14 人	20 人	18 人	19 人															
中級訓練	10 人	10 人																		
アウトプット	<p>専門家派遣実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 か国</td> <td>4 か国</td> <td>2 か国</td> <td>2 か国</td> <td>3 か国</td> </tr> <tr> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>5 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>					平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	3 か国	4 か国	2 か国	2 か国	3 か国	6 人	6 人	3 人	3 人	5 人
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																
3 か国	4 か国	2 か国	2 か国	3 か国																
6 人	6 人	3 人	3 人	5 人																

最新の航海機器の導入等

講じようとする施策	<p>超高速船の海中障害物等との衝突事故の回避について、障害物検知システム等の精緻化などを踏まえて、ハード・ソフト一体の安全対策に万全を期す。</p> <p>また、現在、外航貨物船では 300 トン以上、内航船では 500 トン以上に義務付けされている船舶自動識別装置（AIS）の、設置義務のない船舶への普及促進のための検討を行う。</p>
講じた施策	<p>超高速船の海中障害物等との衝突防止に資する機器（アクティブソナーやアンダーウォータースピーカー）については、製造事業者において、効果の検証や更なる改良等に取り組んでいる。これらの機器の活用とともに、運航事業者による鯨ハザードマップの作成・活用やシートベルトの着用の徹底により、</p>

	<p>超高速船の安全確保を図った。</p> <p>航海当直船員の居眠り等、非就労に起因する衝突や乗揚げなどの事故を防ぐことを目的として、一定の船舶に船橋航海当直警報装置の搭載を義務づけた。</p> <p>航行の安全性を向上させるために、一定の船舶に電子海図情報表示装置（ECDIS）の搭載を義務づけた。</p> <p>また、海運事業者に対して AIS や国際 VHF 等の活用を促すためのパンフレットを作成し、年末年始の総点検等の機会を通じて周知を図った。</p> <p>特に、漁船による海難を防止するため、関係省庁が連名で作成した AIS の有用性に関するパンフレットを活用し、4月から8月の小型船舶等の安全キャンペーンにおいて周知を実施している。</p>																																				
評価	<p>最新の航海機器の搭載の義務付けを行うことや、年末年始の総点検や小型船舶等の安全キャンペーン等において AIS や国際 VHF 等の活用を促す継続的な活動を実施すること等により、航行の安全に資する航海機器の導入が進み、船舶事故の削減に寄与していると考えられる。</p>																																				
中間アウトカム	<p><u>超高速船の海中障害物等との衝突事故隻数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 隻</td> <td>1 隻</td> <td>2 隻</td> <td>2 隻</td> <td>1 隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国土交通省</p>	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	1 隻	1 隻	2 隻	2 隻	1 隻																										
平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																																	
1 隻	1 隻	2 隻	2 隻	1 隻																																	
中間アウトカム	<p><u>AIS 搭載船舶隻数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 t 未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>93 隻</td> <td>186 隻</td> <td>251 隻</td> </tr> <tr> <td>20t 以上 100t 未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70 隻</td> <td>83 隻</td> <td>89 隻</td> </tr> <tr> <td>100t 以上 500 t 未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>712 隻</td> <td>887 隻</td> <td>1,043 隻</td> </tr> <tr> <td>500t 以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,376 隻</td> <td>1,385 隻</td> <td>1,411 隻</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,251 隻</td> <td>2,541 隻</td> <td>2,794 隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：総務省</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	20 t 未満	-	-	93 隻	186 隻	251 隻	20t 以上 100t 未満	-	-	70 隻	83 隻	89 隻	100t 以上 500 t 未満	-	-	712 隻	887 隻	1,043 隻	500t 以上	-	-	1,376 隻	1,385 隻	1,411 隻	合 計	-	-	2,251 隻	2,541 隻	2,794 隻
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																																
20 t 未満	-	-	93 隻	186 隻	251 隻																																
20t 以上 100t 未満	-	-	70 隻	83 隻	89 隻																																
100t 以上 500 t 未満	-	-	712 隻	887 隻	1,043 隻																																
500t 以上	-	-	1,376 隻	1,385 隻	1,411 隻																																
合 計	-	-	2,251 隻	2,541 隻	2,794 隻																																
アウトプット	<p><u>船橋航海当直警報装置の義務付け（平成 23 年 5 月 31 日施行）</u></p> <p>対象船舶：旅客船（2 時間限定沿海船等を除く）、総トン数 150 トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の船舶並びに 2 時間限定沿海船等を除く）並びに総トン数 150 トン以上の同項第 1 号及び第 2 号の船舶</p> <p>出典：国土交通省</p>																																				
アウトプット	<p><u>電子海図情報表示装置の義務付け（平成 24 年 7 月 1 日施行）</u></p> <p>対象船舶：総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の旅客船及び総トン数 3,000 トン以上の船舶であって国際航海に従事するもの</p> <p>出典：国土交通省</p>																																				

アウト プット	年末年始の安全総点検実施事業者数					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	旅客船	1,377 事業者	1,298 事業者	1,282 事業者	1,267 事業者	1,265 事業者
	貨物船	432 事業者	469 事業者	460 事業者	479 事業者	441 事業者
出典：国土交通省						
アウト プット	小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数					
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	440 回	712 回	587 回	804 回	511 回	
出典：国土交通省						

(4) 船舶の安全性の確保

船舶の安全基準等の整備

講じようとする施策	<p>船舶の安全性を確保するため、国際海事機関(IMO)において船舶の構造、設備等の安全基準の整備について検討されており、我が国はこれらの動向に対応するとともに、技術革新、海上輸送の多様化等の情勢に対応するため、所要の安全基準や検査体制の整備を図る。特に、新世代復原性基準(転覆防止基準)、水素燃料電池自動車の海上輸送に係る船舶安全基準や次世代の航海支援システム構築に向けた e-Navigation 戦略等の国際海事機関における新たな安全基準等の検討に積極的に対応するとともに、技術革新の促進及び規制適合コストの低減を図るため、事業者の創意工夫による多種多様な規制適合方法が認められることを可能とする性能基準化を推進する。</p> <p>また、サブスタンダード船の使用を抑制することを目的とする各船舶の安全等の情報を公開するための国際的データベース(EQUASIS)の運用等、船舶の安全性向上による質の高い海上輸送に資する国際的動向に積極的に対応する。</p> <p>さらに、交通バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化の義務化に対して、旅客船事業者が円滑に対応できるよう、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。</p>
講じた施策	<p>IMO における船舶の安全基準の検討に関し、新世代復原性基準(転覆防止基準)、水素燃料電池自動車の海上輸送に係る船舶安全基準、救命設備規則の新しいフレームワークの構築、次世代の航海支援システム構築に向けた e-Navigation 戦略におけるユーザビリティ評価手法等の基準案を提案する等、基準策定作業に主導的役割を果たし、積極的に対応した。</p> <p>IMO で決議された国際的な取り決めを国内法に取り込むため、以下の船舶の構造、設備等に関する国内の安全基準の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 船橋航海当直警報装置の備え付け(船舶設備規程第 146 条の 49) 酸素濃度計の備え付け(船舶消防設備規則第 67 条) 電子海図情報表示装置の備え付け(船舶設備規程第 146 条の 10 の 2) 救命艇のつり索離脱装置基準の改正(船舶救命設備規則第 8 条及び第 9 条)

	<p>復原性計算機の備え付け（船舶区画規程第 102 条）</p> <p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設置する固定式消火装置の設置基準改正（船舶消防設備規則第 43 条の 2）</p> <p>各船舶の安全に係る情報の透明化を図るための国際的データベース（EQUASIS）の構築によるサブスタンダード船の排除など、ソフト面における政策にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>旅客船のバリアフリー化を推進するため、平成 23 年度から地域公共交通確保・維持改善事業において、旅客船に対してバリアフリー設備補助等の支援を実施している。</p>										
評価	<p>新しい設備及び安全基準を見直した設備を備えることにより、船舶の航行の安全及び人命の安全が確保され、船舶事故の発生及び船舶事故による死傷者の減少に寄与したと考えられる。</p> <p>また、旅客船のバリアフリー化については、平成 32 年度末までに約 50%にすることとしているが、おおむね順調に推移している。</p>										
中間 アウト カム	<p><u>バリアフリー化された旅客船の割合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.0%</td> <td>18.1%</td> <td>20.6%</td> <td>24.5%</td> <td>28.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	18.0%	18.1%	20.6%	24.5%	28.6%
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度							
18.0%	18.1%	20.6%	24.5%	28.6%							
アウト プット	<p><u>船舶設備等に関する国内安全基準の整備</u></p> <p>船橋航海当直警報装置の備え付け（船舶設備規程第 146 条の 49） 平成 23 年 5 月 31 日施行 対象船舶：旅客船（2 時間限定沿海船等を除く）、総トン数 150 トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の船舶並びに 2 時間限定沿海船等を除く）並びに総トン数 150 トン以上の同項第 1 号及び第 2 号の船舶</p> <p>酸素濃度計の備え付け（船舶消防設備規則第 67 条） 平成 24 年 1 月 1 日施行 対象船舶：液体貨物を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶</p> <p>電子海図情報表示装置の備え付け（船舶設備規程第 146 条の 10 の 2） 平成 24 年 7 月 1 日施行 対象船舶：総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の旅客船及び総トン数 3,000 トン以上の船舶であって国際航海に従事するもの 救命艇のつり索離脱装置基準の改正（船舶救命設備規則第 8 条及び第 9 条） 平成 25 年 1 月 1 日施行 対象船舶：部分閉囲型救命艇及び全閉囲型救命艇を備え付ける船舶</p> <p>復原性計算機の備え付け（船舶区画規程第 102 条） 平成 26 年 1 月 1 日施行 対象船舶：国際航海に従事する旅客船であって、3 以上の主垂直区域を有するもの又は船の長さが 120m 以上のもの</p>										

	<p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設置する固定式消火装置の設置基準改正(船舶消防設備規則第43条の2) 平成26年7月1日施行 対象船舶：自動車を積載する場所又はロールオン・ロールオフ貨物区域を備える船舶</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>										
アウト プット	<p>地域公共交通確保・維持改善事業におけるバリアフリー化の支援実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	-	-	-	1件	2件
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度							
-	-	-	1件	2件							

船舶の検査体制の充実

講じようとする 施策	<p>近年の技術革新、海上輸送の多様化に応じた従来の設計とは異なる船型を有する船舶の増加や、国際的な規制強化に伴い、高度で複雑かつ広範囲にわたる検査が必要となっている。こうした状況に適切に対応していくため、ISO9001に準じた品質管理システムに則り、船舶検査体制の品質の維持向上を図る。</p> <p>また、危険物の海上輸送について、IMOにて定められる国際的な安全基準に基づき国内規則の整備を図るとともに、危険物運搬船に対して運送前の各種検査や立入検査を実施することにより、安全審査体制の充実を図り、海上輸送における事故防止に万全を期す。</p> <p>さらに、海上における人命の安全の観点から、船舶及びそれを管理する会社の総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則（ISMコード）については、ヒューマンエラーの防止や企業の安全重視風土の確立にあたり極めて有効であるため、同コード上強制化されていない内航船舶に対しても、事業者等が構築した安全管理システムを認証するスキームを運用しているところ、引き続き当該システムの審査を実施する。</p>
講じた 施策	<p>船舶の構造・設備に関する技術基準の改正に伴う船舶検査の更なる高度化や複雑化に対応するため、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局及び海事事務所に船舶検査官150人（平成26年度末）を配置し、ISO9001に準じた品質管理システムに則り適切な検査の実施に努めている。</p> <p>また、危険物の海上輸送について、IMOにて定められた国際基準を危険物船舶運送及び貯蔵規則等に取り入れることにより国内安全基準を整備するとともに、積付検査その他運送前の各種検査及び立入検査を実施することにより、安全審査体制の充実を図り、海上輸送における事故防止に努めている。</p> <p>さらに、ヒューマンエラーの防止や企業の安全重視風土の確立に寄与するとの観点から、国際安全管理規則（ISMコード）の適用されない内航船舶等に対しても、任意で安全管理システムの審査を実施している。</p>
評価	<p>船舶検査を通じ、船舶の設備・構造の安全性が確認されるとともに、事業者による安全管理体制の構築・改善に向けた取組が進み、船舶の安全性の確保と事業者の安全意識の向上に寄与していると考えられる。</p>

中間 アウト カム	任意 ISM 保有船舶隻数				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	209 隻	190 隻	183 隻	166 隻	167 隻
出典：国土交通省					
アウト プット	船舶の設備・構造等の検査の執行隻数				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	39,359 隻	41,663 隻	44,804 隻	43,087 隻	50,492 隻
出典：国土交通省					

外国船舶の監督の推進

講じようとする施策	<p>船舶の構造・設備等については、SOLAS 条約等の国際条約に定められているが、我が国近海において、依然としてサブスタンダード船による海難が発生している。重大事故が発生した場合には人命の安全や海洋環境等に多大な影響を及ぼす可能性があることから、これらの海難を防止し、船舶航行の安全を図るため、関係条約に基づき外国船舶の監督（PSC）を推進する。</p> <p>さらに、東京 MOU の枠組みに基づき、アジア太平洋域内の加盟国と協力して効果的な PSC を実施し、サブスタンダード船の排除を図る。</p>				
講じた施策	<p>国際的な規制強化に伴う PSC 検査内容の多様化・高度化に対応するため、全国の地方運輸局、運輸支局及び海事事務所に外国船舶監督官 137 人（平成 25 年度末）を配置し、SOLAS 条約、MARPOL 条約、LL 条約及び STCW 条約等に基づく PSC の適切な実施に努めている。</p> <p>また、東京 MOU 加盟国より研修生を受け入れる訓練コースを実施するとともに、我が国より専門家派遣を実施するなどの国際協力を通じ、東京 MOU メンバー国全体の PSC のレベルアップを図っている。</p>				
評価	<p>重大な欠陥があったため是正命令等の処分をされた外国船舶は、平成 25 年には 3.71% にまで減少しており、日本に入港する外国船舶の質の向上が図られている。</p> <p>日本に入港する外国船舶の質の向上は、海難の防止に大いに寄与するところである。</p>				
中間 アウト カム	日本に入港する外国船舶に対する処分率				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	3.89%	4.50%	4.28%	4.56%	3.71%
出典：国土交通省					
アウト プット	日本に入港する外国船舶に対する検査隻数				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	4,930 隻	5,308 隻	5,076 隻	5,193 隻	5,365 隻
出典：国土交通省					

アウト プット	研修生の受け入れ実績					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	基礎訓練	14 人	14 人	20 人	18 人	19 人
	中級訓練	10 人	10 人			
出典：国土交通省						
アウト プット	専門家派遣実績					
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	3 か国	4 か国	2 か国	2 か国	3 か国	
	6 人	6 人	3 人	3 人	5 人	
出典：国土交通省						

(5) 小型船舶等の安全対策の充実

小型船舶等の安全対策の推進

ア 小型船舶等向け海上安全情報の提供強化【新規・重点】

講じようとする施策	耐航性や情報入手手段の劣る小型船舶が、気象の急変や航路障害物の存在を緊急度に応じて事前に認知できるよう、小型船舶向けホームページの充実、携帯メール配信機能等の活用等を通じ、アクティブな情報提供体制を構築することで、小型船舶に対する安全対策の充実強化を図る。															
講じた施策	ブレッジャーポートなどの小型船舶等に対して、気象・海象の情報等、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット・ホームページ等で提供する沿岸域情報提供システム（MICS）の Web の画面の全国統一化を行うとともに、事前に登録されたメールアドレスに海上保安庁が発表する海難や漂流物の緊急情報等を、電子メールで配信するサービスを平成 23 年から順次開始し、平成 25 年 7 月 1 日からは全国展開するなど情報提供体制を構築した。															
評価	<p>小型船舶等への船舶交通の安全に必要な情報を提供している MICS ホームページのデザインについて、リニューアルして「見やすさ」及び「統一感」を改善したことにより、平成 25 年の MICS へのアクセス件数（PC）は、増加しており、適切な情報提供がなされていることが伺える。</p> <p>なお、携帯電話へのアクセス件数が減少しているが、これは近年普及しているスマートフォン（PC）の利用者が増加していることが考えられる。</p> <p>緊急度に応じた情報の電子メール配信については、順次、体制の整った箇所から適切に提供されている。また、緊急情報配信システムの登録者数については、平成 25 年 12 月末現在で 16,482 人と順調に増加しており、小型船舶等の航行の安全に寄与したものと考えられる。</p>															
中間アウトカム	沿岸域情報提供システム（MICS）のアクセス件数 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 22 年</td> <td>平成 23 年</td> <td>平成 24 年</td> <td>平成 25 年</td> </tr> <tr> <td>アクセス件数(PC)</td> <td>4,986,885 件</td> <td>4,646,288 件</td> <td>4,277,925 件</td> <td>6,371,797 件</td> </tr> <tr> <td>アクセス件数(携帯)</td> <td>20,118,563 件</td> <td>17,896,396 件</td> <td>17,670,471 件</td> <td>15,806,169 件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	アクセス件数(PC)	4,986,885 件	4,646,288 件	4,277,925 件	6,371,797 件	アクセス件数(携帯)	20,118,563 件	17,896,396 件	17,670,471 件	15,806,169 件
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年												
アクセス件数(PC)	4,986,885 件	4,646,288 件	4,277,925 件	6,371,797 件												
アクセス件数(携帯)	20,118,563 件	17,896,396 件	17,670,471 件	15,806,169 件												

中間アウトカム	緊急情報配信システム登録者数				
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	登録者数	5,971 人	11,528 人	16,482 人	
	出典：海上保安庁				
アウトプット	緊急情報配信システム整備箇所				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	整備箇所	第三管区 海上保安本部	第四～七管区 海上保安本部	第一、二、 八～十一管区海上保安本部	
	出典：海上保安庁				
アウトプット	緊急情報の電子メール配信件数				
			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	気象警報 注意報	気象警報・注意報	31,525 件	44,611 件	42,621 件
		地方海上警報	8,151 件	12,463 件	11,566 件
		津波警報・注意報	17 件	13 件	9 件
		合計	39,693 件	57,087 件	54,196 件
	緊急情報	避難勧告等	154 件	353 件	794 件
		海難事故等	57 件	285 件	440 件
		航行の制限	12 件	58 件	131 件
		航路標識の異常	105 件	362 件	598 件
航路障害物の状況		119 件	378 件	669 件	
その他		401 件	1,639 件	1,580 件	
合計	848 件	3,075 件	4,212 件		
	その他：霧通報、走錨注意情報、海上行事等			出典：海上保安庁	

イ 小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発【新規・重点】

講じようとする施策	小型船舶操縦者の遵守事項（酒酔い操縦等の禁止、ライフジャケットの着用等）及び海難防止に資する最新の情報の周知・啓発等を通じて、マナー及び安全意識の向上を図る。					
講じた施策	遵守事項に係るパトロール活動及び周知啓発活動を、海洋レジャーハイシーズンを中心に関係機関との連携を図りながら実施した。 また、遵守事項の一つである発航前点検の推進について、点検チェックリスト等を作成して、船舶事故を未然に防止するための周知啓発をマリーナ等に対して実施した。					
評価	小型船舶操縦者に対して、遵守事項に係るパトロール活動及び周知啓発活動を行うことによって、操縦者の安全意識の向上に寄与していると考えられる。					
中間アウトカム	ライフジャケット着用率（漁船、プレジャーボート等）（注1）					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	漁船	32%	31%	31%	20%	37%
プレジャーボート等（注2）	66%	73%	70%	79%	76%	
	注1：海中転落者（船舶事故に伴うものを含む。）のうちライフジャケットを着用していた者の割合					
	注2：プレジャーボート及び遊漁船				出典：海上保安庁	

アウト プット	小型船舶等の遵守事項に係るパトロール活動及び周知啓発活動実施回数				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	357 回	406 回	591 回	984 回	784 回

出典：国土交通省

ウ ライフジャケット着用率の向上【新規・重点】

講じようとする施策	<p>漁船、プレジャーボートなどの小型船舶等による海難が海難全体の7割を占めることから、マリンレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めることに加え、安全に運航できる環境の整備及び救助体制の強化が不可欠である。</p> <p>このため、ボートパーク等の整備、水域の秩序ある利用、ライフジャケットの着用、ヘリコプターを活用した機動救難体制の拡充等を推進する。</p> <p>平成22年におけるライフジャケット着用率（海中転落者のうち、ライフジャケットを着用していた者の割合）は約48%であり、船種別で着用率が最も低いのは漁船である。</p> <p>海難による死者・行方不明者の約6割を占める漁業従事者のライフジャケット着用率は、依然として30%前後と低調な状況にある。</p> <p>このため、特に漁業従事者のライフジャケット着用率を向上させることが必要であり、関係省庁、地方自治体及び関係団体が連携のうえ、漁業従事者を対象とした、より一層の自己救命策確保の指導・啓発に取り組んでおり、ライフジャケットの着用効果等についての理解とその着用の徹底を図る。また、着用率の向上に資する効果的な方策を新たに検討する。</p> <p>【数値目標】5年間平均50%以上</p>
講じた施策	<p>ライフジャケットの着用は、船舶からの海中転落者の救命率向上に寄与している。</p> <p>このことから、ライフジャケット着用率の向上を目的として、ライフジャケット着用推進モデル漁協、同マリーナの指定拡充等を行うとともに、関係省庁・団体と連携した「小型船舶等に対する安全キャンペーン」などによる普及啓発活動や漁業種類・地域に適したライフジャケットの選定及び着用方法に関する調査等を行った。</p> <p>また、漁協女性部等によるライフジャケット着用推進員（LGL：ライフガードレディース）の活動支援を実施するなど、漁業関係者自らが主体的にライフジャケット着用推進に取り組むよう働きかけ、着用率の向上を図った。</p> <p>加えて、ライフジャケットの常時着用のほか、携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を3つの基本とする「自己救命策確保キャンペーン」をマスメディア等のあらゆる手段を通じて、機会あるごとに強力に推進した。</p>
評価	<p>関係省庁や団体と連携した啓発活動を継続的に実施することにより、安全意識の向上に寄与していると考えられる。また、推進モデル漁協の指定、LGLの委嘱数、海難防止講習会の開催状況等は安定して推移してきており、継続的な啓発活動が実施されてきている。</p> <p>この結果、ライフジャケットの着用率が向上してきており、これらの施策が目標の達成（着用率50%）に貢献したものと考えられる。</p>

中間アウトカム	<u>ライフジャケット着用率(小型船舶等)(注1)</u>						
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平均値
	小型船舶等(注2)	47%	52%	48%	51%	55%	51%
	注1:海中転落者(船舶事故に伴うものを含む。)のうち、ライフジャケットを着用していた者の割合						
	注2:漁船、プレジャーボート及び遊漁船						
	出典:海上保安庁						
アウトプット	<u>小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(再掲)</u>						
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
		440回	712回	587回	804回	511回	
	出典:国土交通省						
アウトプット	<u>ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ指定箇所</u>						
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
	指定箇所数(累計)	693箇所	697箇所	697箇所	694箇所		
	出典:海上保安庁						
アウトプット	<u>ライフガードレディース委嘱人数</u>						
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
	委嘱人数(累計)	2,474人	2,549人	2,571人	3,232人		
	出典:海上保安庁						
アウトプット	<u>海難防止講習会の開催状況(再掲)</u>						
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
	開催回数	1,213回	1,285回	1,207回	1,252回	1,393回	
	受講者	47,211人	50,999人	44,333人	49,086人	46,485人	
	出典:海上保安庁						
アウトプット	<u>小型船舶等への安全運航に関する指導隻数</u>						
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
	指導隻数	33,191隻	33,255隻	30,648隻	29,142隻	26,028隻	
	出典:海上保安庁						

エ 最新航海機器の導入等【新規・重点】

講じようとする施策	他船からの認知性向上のための機器(AIS等)を始めとして、事故抑止に資する航海機器の導入・普及に向けた検討を行う。
-----------	---

講じた施策	小型船舶等による海難を防止するため、関係省庁が協力して作成した AIS 等の有用性に関するパンフレットを活用し、小型船舶等安全キャンペーン等において周知を実施している。					
評価	小型船舶等安全キャンペーン等において、AIS 等の航海機器の活用を促す活動を継続的に実施することにより、航行の安全に資する航海機器の導入が進めば、小型船舶等の船舶事故の削減に寄与することが期待される。					
中間アウトカム	<u>AIS 搭載船舶隻数(再掲)</u>					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	20 t 未満	-	-	93 隻	186 隻	251 隻
	20t 以上 100t 未満	-	-	70 隻	83 隻	89 隻
	100t 以上 500 t 未満	-	-	712 隻	887 隻	1,043 隻
	500t 以上	-	-	1,376 隻	1,385 隻	1,411 隻
	合計	-	-	2,251 隻	2,541 隻	2,794 隻
	出典：総務省					
アウトプット	小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(再掲)					
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	440 回	712 回	587 回	804 回	511 回	
	出典：国土交通省					

プレジャーボート等の安全対策の推進

ア プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進【新規・重点】

講じようとする施策	関係省庁、関係機関、団体と連携し、船舶所有者に対して、適切な船舶検査の受検、操縦時の遵守事項やライフジャケットの着用等に関する安全指導の推進を図るとともに海難防止講習会や訪船指導等を通じて、安全運航のための基本的事項の励行について指導を行うことにより、マリンレジャー愛好者自身の海難防止意識の高揚を図る。
講じた施策	<p>プレジャーボート等の船舶事故隻数が全体の相当数を占める状況を踏まえ、平成 19 年度よりプレジャーボートを含む小型船舶等の安全キャンペーンとして船舶検査受検やライフジャケット着用の周知啓発、パトロール指導を実施している。</p> <p>また、平成 23 年 3 月 7 日の関係省庁海難防止連絡会議において、平成 27 年までの重点対象事項を「小型船の安全対策の推進」とし、海難防止対策の推進に関する海事関係機関の連携を強化して船舶事故隻数の減少を目指すこととした。</p> <p>さらに、海上保安庁においては、プレジャーボート等の事故防止のためには、マリンレジャー愛好者の安全意識を高揚させることが重要であることから、海上交通ルール等の励行、気象・海象等の早期入手、発航前点検など安全運航のために必要な基本的事項の励行等について、海難防止講習会や訪船指導の実施等</p>

	のあらゆる機会を通じて海難防止思想の普及を図るとともに、小型船安全協会等の民間組織や海上安全指導員などのボランティアの活動に対する支援を行い、啓発活動を主体とした海難防止活動を行った。					
評価	関係省庁や団体と連携した小型船舶等安全キャンペーンによる啓発活動や、マリンレジャー愛好者を対象とした海難防止講習会、海上安全教室、訪船指導等を継続的に実施していることにより、ライフジャケット着用率、発航前点検の実施率ともに向上しており、小型船舶所有者等の安全意識が高揚していることが推察される。					
中間アウトカム	ライフジャケット着用率（プレジャーボート等）（注1）					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	プレジャーボート等（注2）	66%	73%	70%	79%	76%
	注1：海中転落者（船舶事故に伴うものを含む。）のうちライフジャケットを着用していた者の割合 注2：プレジャーボート及び遊漁船 出典：海上保安庁					
中間アウトカム	遵守事項の実施状況（プレジャーボート等の発航前点検の実施状況） （ 機関故障など事故船舶のうち発航前点検ありの割合）					
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	45%	43%	33%	43%	54%	
	出典：海上保安庁					
アウトプット	小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(再掲)					
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	440 回	712 回	587 回	804 回	511 回	
	出典：国土交通省					
アウトプット	海難防止講習会の開催状況（再掲）					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	開催回数	1,213 回	1,285 回	1,207 回	1,252 回	1,393 回
	受講者	47,211 人	50,999 人	44,333 人	49,086 人	46,485 人
	出典：海上保安庁					
アウトプット	海上安全教室の開催状況（再掲）					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	開催回数	587 回	705 回	646 回	739 回	653 回
	受講者	42,511 人	52,516 人	63,518 人	62,200 人	73,096 人
	出典：海上保安庁					
アウトプット	関係機関と連携した海難防止講習会、海上安全教室の開催状況					
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年		
	海難防止講習会	182 回	166 回	272 回		
	海上安全教室	44 回	52 回	113 回		
	海難防止講習会、安全教室の開催状況のうち数 出典：海上保安庁					

アウト プット	プレジャーボート等に対する安全運航に関する指導隻数					
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	指導隻数	22,883 隻	22,482 隻	20,233 隻	19,139 隻	16,085 隻

出典：海上保安庁

イ 「ミニボート」の安全対策の実施【新規・重点】

講じようとする施策	ミニボートの安全安心な利用を推進するため、転覆等のトラブルの原因の分析と対策案の検討等を踏まえたガイドラインに基づき、ユーザーへの安全周知活動を図るとともに、関係団体等に働きかけ、相談窓口の設置や安全講習会の開催を推進する。																		
講じた施策	平成 21 年度よりミニボートの安全対策について有識者による委員会を立ち上げ、平成 23 年度に検討の取りまとめとして、安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び DVD を作成した。地方運輸局では、海上保安庁、日本マリン事業協会と連携してミニボートの安全講習会を開催し、安全に係る周知・啓発活動を実施した。特に、平成 24 年、25 年のジャパンインターナショナルボートショーにおいて、ステージイベントとして安全講習会を開催し、安全対策の周知啓発を図った。 日本マリン事業協会では、独自にこれまでに 18 回のミニボート安全講習会を全国各地で開催した。																		
評価	ミニボートユーザーやメーカー等から、安全マニュアルが欲しい旨の連絡が多く入るようになるなど、安全講習会等の積極的な周知活動を通じて安全意識の向上が図られていると考えられる。																		
中間 アウト カム	ミニボートの事故隻数及び死傷者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故隻数</td> <td>49 隻</td> <td>51 隻</td> <td>49 隻</td> <td>56 隻</td> <td>58 隻</td> </tr> <tr> <td>死傷者数</td> <td>1 人</td> <td>7 人</td> <td>7 人</td> <td>6 人</td> <td>5 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	事故隻数	49 隻	51 隻	49 隻	56 隻	58 隻	死傷者数	1 人	7 人	7 人	6 人	5 人
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年														
事故隻数	49 隻	51 隻	49 隻	56 隻	58 隻														
死傷者数	1 人	7 人	7 人	6 人	5 人														
アウト プット	安全講習会の実施回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 回</td> <td>4 回</td> <td>3 回</td> <td>4 回</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	4 回	4 回	3 回	4 回	3 回								
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度															
4 回	4 回	3 回	4 回	3 回															
アウト プット	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニボート安全講習会の実施。特に平成 24 年度、25 年度にはジャパンインターナショナルボートショーのステージにおいても、ミニボート安全講習会を実施 ・安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」発行 ・安全啓蒙 DVD「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」制作 ・関東運輸局において、「三浦半島ミニボートグレンデセーフティーガイド」及び「房総半島東京湾岸ミニボートグレンデセーフティーガイド」を作成・配布 <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>																		

ウ 河川等における事故防止対策の推進【新規・重点】

講じようとする施策	河川・湖における落水、航行不遵守といった事故原因を踏まえ、レジャー愛好者及び漁業者に対しライフジャケットの着用及び河川・湖毎に定められている運航ルール等の遵守について、関係者と連携して安全周知活動を行う。														
講じた施策	<p>毎年4月～8月に、小型船舶等の安全キャンペーンの一環として、河川・湖を航行するプレジャーボートや漁船の所有者等に対して、船舶検査の受検やライフジャケットの着用等の遵守事項の周知啓発、パトロール指導を実施した。</p> <p>また、平成24年8月17日に発生した川下り船転覆による乗客の死傷事故を受け、川下り船の安全対策検討委員会を開催し、運航管理の充実、船頭の操船技量と経験の充実、危険個所情報の把握、救命胴衣の着用の徹底等を内容とする「川下り船の安全対策ガイドライン」を平成25年3月に策定した。</p> <p>これを踏まえ、平成25年度から、4月から8月末までの期間において川下り船事業者に対する安全キャンペーンを実施し、本ガイドラインや救命胴衣の着用を促すポスターを配布の上、全ての乗船者への救命胴衣の着用の徹底や安全対策の充実等を図ることについて事業者へ指導を実施した。</p>														
評価	<p>関係省庁や団体と連携した小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発活動を継続的に実施することにより、河川・湖を航行する小型船舶の所有者等の安全意識の向上に寄与していると考えられる。</p> <p>また、「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づき、すべての乗船者への救命胴衣の着用等の安全対策を徹底し、事業者に安全運航や乗船者の安全確保に向けた取組を講じさせることにより、川下り船事故の再発防止に寄与しているものと考えられる。</p>														
中間アウトカム	平成25年度の死傷者を伴う川下り船の事故数 (海上運送法の適用事業者からの報告による件数) 0件														
アウトプット	<p>小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(再掲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>440回</td> <td>712回</td> <td>587回</td> <td>804回</td> <td>511回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>					平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	440回	712回	587回	804回	511回
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年											
440回	712回	587回	804回	511回											
アウトプット	<p>川下り船安全対策検討委員会の開催実績</p> <p>第1回委員会：平成25年2月5日 第2回委員会：平成25年2月19日 第3回委員会：平成25年3月18日</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p> <p>「川下り船の安全対策ガイドライン」の策定</p> <p>安全対策検討委員会での議論を踏まえ、平成25年3月に、運航管理の充実、船頭の操船技量と経験の充実、危険個所情報の把握、救命胴衣の着用の徹底等を内容とする「川下り船の安全対策ガイドライン」を策定</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>														
アウトプット	<p>川下り船安全パトロール実施事業者数(平成25年度)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>事業者数</td> <td>112事業者</td> </tr> <tr> <td>うちガイドライン適用事業者</td> <td>14事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省</p>					事業者数	112事業者	うちガイドライン適用事業者	14事業者						
事業者数	112事業者														
うちガイドライン適用事業者	14事業者														

ボートパーク、フィッシャリーナ等の整備

イ フィッシャリーナの整備【新規・重点】

講じようとする施策	漁港においては、海洋性レクリエーションのニーズの増加に伴い、漁港を利用するプレジャーボート等が増加していることから、これらと漁船とのトラブル等を防止するため、プレジャーボート収容施設の整備を推進する。														
講じた施策	漁港を利用するプレジャーボートと漁船とのトラブル等を防止するため、漁船とプレジャーボート等とを分離・収容するフィッシャリーナの整備を進めた。														
評価	フィッシャリーナの整備を進めたことにより、漁港内における漁船とプレジャーボートのトラブルが減少しており、フィッシャリーナの整備が事故防止に寄与していると考えられる。														
アウトプット	<p>認定フィッシャリーナの数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> <th>平成 23 年度末</th> <th>平成 24 年度末</th> <th>平成 25 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 港</td> <td>32 港</td> <td>32 港</td> <td>33 港</td> <td>33 港</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：水産庁</p>					平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	28 港	32 港	32 港	33 港	33 港
平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末											
28 港	32 港	32 港	33 港	33 港											

ウ 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置【新規・重点】

講じようとする施策	放置艇問題の解消のために、係留・保管能力の向上と併せて、港湾法及び漁港漁場整備法に基づく船舶等の放置等を禁止する区域の指定を、津波・高潮防災や景観形成の観点等も考慮した上で、積極的に推進する。														
講じた施策	放置艇問題の解消のために、係留・保管能力の向上と併せて港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づく船舶等を禁止する区域の指定を積極的に推進した。														
評価	放置等禁止区域を指定すること等により、放置艇が減少しており、禁止区域の指定は放置艇の減少に寄与していると考えられる。														
中間アウトカム	<p>放置艇数</p> <p>98,537 隻（平成 22 年 10 月末現在）</p>														
アウトプット	<p>漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> <th>平成 23 年度末</th> <th>平成 24 年度末</th> <th>平成 25 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>816 港</td> <td>821 港</td> <td>834 港</td> <td>849 港</td> <td>849 港</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：水産庁</p>					平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	816 港	821 港	834 港	849 港	849 港
平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末											
816 港	821 港	834 港	849 港	849 港											

漁船等の安全対策の推進【新規・重点】

講じようとする施策	死者・行方不明者を伴う海難事故の半数以上を漁船海難が占めるとともに、漁船乗組員のライフジャケット着用率についても、平成 22 年は、前述のとおり 30% 前後と、依然、低調な状況が継続している。また、海難原因については、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機械取扱い不良といった人為的要因によるものが大半を占めている。このような状況から、関係省庁と連携し、漁業関係者を対象とした海難防止講習会や訪船指導等を通じて、安全運航のための基本的事項の励行について指導を行うことにより漁船の安全対策を推進する。
-----------	--

講じた 施策	<p>船舶事故による死者・行方不明者数のうち、約 4 割を漁船の乗組員が占めており、その原因の約 7 割が見張り不十分や操船不適切といった人為的要因によるものとなっている。</p> <p>そのため、関係省庁や団体と連携した小型船舶等の安全キャンペーンの一環として、漁協等において、ライフジャケットの着用等に関するリーフレットの配布や海難防止講習会、訪船指導等を実施し、安全意識の高揚・啓発を図るとともに、出漁前の船体や機関等の点検、見張りの励行、インターネットや携帯電話等による気象・海象情報や航行警報等の的確な把握などの安全運航に関する留意事項及び海事関係法令の遵守等について指導等を行っている。</p> <p>また、漁船による海難を防止するため、関係省庁が連名で作成した AIS の有用性に関するパンフレットを活用し、小型船舶等の安全キャンペーンにおいて周知を実施している。</p>																																				
評価	<p>小型船舶等の安全キャンペーンにおけるライフジャケットの着用推進や AIS の有用性に関するパンフレットの配布、海難防止講習会、訪船指導等を継続的に実施していることにより、平成 25 年の漁船乗組員のライフジャケットの着用率は、依然 37% と低い状況であるが、過去 5 年では最も高く、また、発航前点検の実施率は、第 9 次計画策定以降はやや向上しており、施策の効果として、徐々にではあるが安全意識が高揚されていることが推察される。</p>																																				
中間 アウト カム	<p>ライフジャケット着用率（漁船）（注）</p> <table border="1" data-bbox="375 1077 1390 1167"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船</td> <td>32%</td> <td>31%</td> <td>31%</td> <td>20%</td> <td>37%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：海中転落者（船舶事故に伴うものを含む。）のうちライフジャケットを着用していた者の割合</p> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	漁船	32%	31%	31%	20%	37%																								
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																																
漁船	32%	31%	31%	20%	37%																																
中間 アウト カム	<p>遵守事項の実施状況（漁船の発航前点検の実施率） （ 機関故障など事故船舶のうち発航前点検ありの割合）</p> <table border="1" data-bbox="474 1352 1329 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>40%</td> <td>31%</td> <td>19%</td> <td>43%</td> <td>41%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年		40%	31%	19%	43%	41%																								
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																																
	40%	31%	19%	43%	41%																																
中間 アウト カム	<p>漁船の AIS 搭載船舶隻数(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="375 1570 1398 1935"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 t 未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>41 隻</td> <td>49 隻</td> <td>52 隻</td> </tr> <tr> <td>20t 以上 100t 未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0 隻</td> <td>0 隻</td> <td>1 隻</td> </tr> <tr> <td>100t 以上 500 t 未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>105 隻</td> <td>103 隻</td> <td>116 隻</td> </tr> <tr> <td>500t 以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14 隻</td> <td>10 隻</td> <td>9 隻</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160 隻</td> <td>162 隻</td> <td>178 隻</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：総務省</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	20 t 未満	-	-	41 隻	49 隻	52 隻	20t 以上 100t 未満	-	-	0 隻	0 隻	1 隻	100t 以上 500 t 未満	-	-	105 隻	103 隻	116 隻	500t 以上	-	-	14 隻	10 隻	9 隻	合計	-	-	160 隻	162 隻	178 隻
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年																																
20 t 未満	-	-	41 隻	49 隻	52 隻																																
20t 以上 100t 未満	-	-	0 隻	0 隻	1 隻																																
100t 以上 500 t 未満	-	-	105 隻	103 隻	116 隻																																
500t 以上	-	-	14 隻	10 隻	9 隻																																
合計	-	-	160 隻	162 隻	178 隻																																

アウト プット	小型船舶等の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(再掲)				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
	440 回	712 回	587 回	804 回	511 回

出典：国土交通省

(6) 海上交通に関する法秩序の維持

講じようとする 施策	<p>海上交通に係る法令違反の指導・取締りを行い、海上交通に関する法秩序を維持する。</p> <p>海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び無資格運行や区域外航行のような海難の発生に結び付くおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリナー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。</p>										
講じた 施策	<p>海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、船舶への立入検査を実施する一方、取締りの実施により、海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な海事関係法令違反について警告措置を講じた。</p> <p>また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法や海事関係法令の遵守等安全指導を行った。さらに、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの無謀な操船を行う者に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施するなど、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めた。</p> <p>港内、主要狭水道等船舶交通がふくそうする海域においては、巡視船艇による船舶交通の整理・指導及び航法違反等の取締りを実施しており、特に、海上交通安全法に定める 11 の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行った。</p> <p>このほか、年末年始には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等による海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒及び安全指導」を実施し、全国一斉に訪船指導等を実施した。</p>										
評価	<p>指導及び取締りの実施により、海事関係法令違反の抑止又は是正が図られ、他の海難の未然防止及び海上交通秩序の維持のための施策の実施と一体となって、目標の達成に貢献したものと考えられる。</p>										
アウト プット	<p>立入検査実施隻数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 22 年</td> <td>平成 23 年</td> <td>平成 24 年</td> <td>平成 25 年</td> </tr> <tr> <td>実施隻数</td> <td>35,414 隻</td> <td>29,877 隻</td> <td>30,850 隻</td> <td>32,037 隻</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	実施隻数	35,414 隻	29,877 隻	30,850 隻	32,037 隻
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年							
実施隻数	35,414 隻	29,877 隻	30,850 隻	32,037 隻							
アウト プット	<p>海事関係法令違反の送致件数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 22 年</td> <td>平成 23 年</td> <td>平成 24 年</td> <td>平成 25 年</td> </tr> <tr> <td>送致件数</td> <td>3,906 件</td> <td>3,349 件</td> <td>3,152 件</td> <td>2,975 件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	送致件数	3,906 件	3,349 件	3,152 件	2,975 件
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年							
送致件数	3,906 件	3,349 件	3,152 件	2,975 件							
アウト プット	<p>海事関係法令違反の警告措置件数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 22 年</td> <td>平成 23 年</td> <td>平成 24 年</td> <td>平成 25 年</td> </tr> <tr> <td>警告措置件数</td> <td>1,834 件</td> <td>1,504 件</td> <td>1,510 件</td> <td>1,543 件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典：海上保安庁</p>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	警告措置件数	1,834 件	1,504 件	1,510 件	1,543 件
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年							
警告措置件数	1,834 件	1,504 件	1,510 件	1,543 件							